

## 2022年度事業計画書

### (概要)

平成25年4月1日(2013年)「一般社団法人」への移行認可を内閣府より取得して10年目となりました。

本年度も、基本的には定款第5条に規定される各事業について年間の事業計画を策定して実施して行きます。

然しながら、当連盟の基盤であるクラブの代表者である正会員の退会による登録クラブの減少傾向が続いていること、又西日本水域の登録クラブが少ないこと等についての議論を進めて、対策を検討することを重要事項とします。

尚、3年目に入っても勢いの収まらない新型コロナウイルス感染問題の状況については十分に注視しながら諸事業の活動を進めるようにします。

### (事業活動)

#### 事業1. ジュニアヨットクラブの普及活動と競技会開催に関する事業

(定款第5条 第1項 第3号及び第7号)

##### 1. 国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2022(若洲大会)

8月5日(金)～7日(日)の期間に、東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所を会場に、一般社団法人東京都ヨット連盟の協力を頂いて開催します。

新型コロナウイルス感染状況で来日が可能か懸念されますが、海外からも3カ国を招聘する予定ですので、出来るだけ沢山の参加クラブ、参加人数を得て、新型コロナウイルス感染が終息していることを願い、安心出来る楽しい大会にしたいと考えています。又、招聘する海外チームのコーチによるクリニックの企画を検討します。

OP級上級者クラスについては、開催地のクラブから日本OP協会に対して、全日本出場枠付与の申請を行う予定です。

シーマンシップに溢れた選手、指導者、クラブを表彰する「小澤吉太郎特別賞」も設けています。

国内クラブ対抗レースの上位3クラブには、海外セーリング研修派遣資格各1名授与の特別賞を予定します。

##### 2. 第32回ジュニアヨット国際親善東京レガッタ(ミキハウスカップ東京2022)

昨年度のレガッタ当日、東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所への自動車入場の混雑、渋滞問題で隣接のゴルフ場来場者にも多大の迷惑をかけたことやその他の問題を解決する目途が十分に立たないことから、本年度は神奈川県セーリング連盟の協力を頂いて、日本のヨット発祥の地である葉山港を会場として、5月29日(日)に開催します。

葉山町及び近隣の子供たちを対象に体験セーリングプログラムを企画します。

クラブ対抗レースも実施し、優勝クラブには海外セーリング研修派遣資格1名授与の特別賞も予定します。

3. 第9回ジュニアヨット国際親善大阪レガッタ（ミキハウスカップ大阪2022）  
本年は9月4日（日）、大阪府ヨットセーリング連盟の協力を頂いて、昨年と同じ二色ハーバーで開催します。  
阪神地区の連盟未登録クラブにも呼び掛けて参加選手の増加に努力し、多くのクラブの参加で安全で楽しい大会としたいと考えます。  
クラブ対抗レースも実施し、優勝クラブには海外セーリング研修派遣資格1名授与の特別賞を予定します。
4. 第10回ジュニアヨットクラブジャンボリー  
企画、準備をしたものの新型コロナ感染拡大状況のため残念ながら2年間実施を中止にせざるを得ませんでした。本年は新型コロナ感染状況の終息を願って、会場も3年前と同じ、茨城県行方市の天王崎霞ヶ浦の麻生ヨットクラブ前の湖面と茨城県立白浜少年自然の家を利用して、ゴールデンウィークの5月3日（火・祝）～5日（木・祝）の2泊3日で開催予定です。  
OP級ヨットでのセーリングやカヌーなどマリンスポーツの楽しさを体験し、クラブの枠を超えた合宿で団体生活での規律を経験します。

## 事業2. 諸外国との交流・親善に関する事業 （定款第5条 第1項 第4号）

### 1. 外国チームの招聘事業

8月5日～7日、国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2022を、東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所で開催しますが、3カ国（ニュージーランド、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ王国、香港、ロシア、台湾の内3カ国）から各3名のジュニアセーラーと監督・コーチ1名の合計12名を招聘して、交流と親善を図ります。

### 2. 海外セーリング研修派遣事業

国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2022のクラブ対抗レースの上位3クラブに、海外セーリング研修参加資格それぞれ1名を授与する特別賞を設けます。各クラブからはジュニアセーラーを選出して頂き、連盟役員が引率して海外セーリング研修に参加して頂き、その往復渡航費用の一部を連盟で負担支援します。又、5月29日開催のミキハウスカップ東京2022及び9月4日開催のミキハウスカップ大阪2022に於いて実施するクラブ対抗レースでそれぞれ優勝したクラブに、そのクラブのジュニアセーラー1名を海外セーリング研修に参加する資格を授与する特別賞を設け、連盟役員が引率し、選手の往復渡航費用の一部を連盟で負担支援します。  
これらの海外セーリング研修派遣の詳細（日程、研修地）については、国際委員会で検討して行きます。

### 3. 外国ヨットクラブとの交流・親善活動事業

日本パラオ親善ヨットレース実行委員会との協力関係に基づき、パラオ共和国でのセーリングの普及のため、指導者の派遣やヨットレースの開催支援その他のサポート活動を検討します。

事業3. ジュニアヨットクラブの指導者の養成、管理運営及び安全確保その他に関する事業  
(定款第5条 第1項 第1号、第2号及び第5号)

1. 指導者の養成事業

連盟の現在の公認指導員がJ J Y U役員以外は17名と少なく、年々減少していること、指導者研修会の開催が新型コロナ感染状況から困難であること等から、今後も公認指導員の増大は見込めない状況だとの判断をしました。理事会で検討を重ねた結果、2023年4月1日をもって公認指導員制度を廃止する予定です。

定款に定める指導者の養成事業については、定時総会や競技会その他の各事業の中で、連盟の指導理念を各クラブの指導者に浸透させる方策を、新しい組織「普及・指導委員会」を中心に全役員で考えて行くこととします。

今後の対応の一環として、平成15年版「指導員テキスト」の改訂版の作成、発行を行います。

2. 管理運営及び安全確保の事業

管理運営及び安全確保に関しては、定時総会や競技会の開催時に、指導者・保護者に対して講習会を実施して、連盟の考えを周知するとともに、各クラブからの要望、意見を集約して相互に理解を深めて、各クラブの日常の活動に生かして行くこととします。

3. 指導者の表彰事業

連盟の表彰規定に基づき、クラブの運営、指導、育成などに顕著な実績を挙げた方や、今後活躍が期待される方を表彰する事業を行います。

併せて、(公財)日本セーリング連盟の定期表彰等各種表彰に該当する方を推薦する事業を行います。

事業4. ジュニアヨットクラブに関する広報活動及び刊行物の発行に関する事業

(定款第5条 第1項 第6号)

ホームページによる広報活動と共に、広報誌「ユースセーリング第91号」は来年2023年1月を目標に発行します。

事業5. ジュニアヨットクラブの普及活動の推進に関する事業

(定款第5条 第1項 第3号)

本年度の事業計画書の概要にも記載している重要事項についての実際の活動としては、広報委員会が普及・指導委員会と協力して、連盟登録クラブの減少傾向対応対策、西日本水域のクラブへの登録勧誘対策等の検討を進めます。

今後の具体的な活動内容については両委員会で提案して行きます。

以上